

声なき声を聴く

2018年度
(平成30年度)



●●● はじめに ●●●●●

平成5年に女性課(現:男女共同参画課)がスタートした時点から設置されている相談室では、一貫して『ジェンダーの視点、生活者の視点』を持って相談にのることを念頭に置き、その業務にあたっています。

男女共同参画センターで相談業務を行うメリットとして、

- ① ひとりの女性の問題を福祉の分野を含めトータルに把握し、途切れのない対応・支援をしていける。(ワンストップサービスによる、本人負担の軽減)
- ② フェミニスト・カウンセリングの知識や技術を生かした相談を行うことができる。
- ③ 男性の出入りが、市役所と比較して格段に少ないため、女性にとっては安心、安全な相談場所となっている。

等々をあげることができると思います。

相談室開設当初は、1人の婦人相談員でスタートしましたが、業務が多忙を極めたため、平成14年度は女性相談を担当する相談員を1人増員し、平成22年度からは3人の婦人相談員、平成28年度末からは4人の婦人相談員がその業務にあたる体制となりました。

この26年間、相談室で発せられる女性たちの抱える問題は、個人の問題であると同時に、ここ四日市に生活する多くの女性たちに共通する社会の課題として受け止めてきました。四日市市として、男女共同参画社会の推進のために、これまでさまざまな取り組みを進めてきた過程で、「女性のための相談室」の認知度も徐々に高められてきたのではないかと思います。

相談者が自分の問題、課題に立ち向かう力をつけ(エンパワーメントする)、自分らしい生き方をするために、相談室として何ができるのか、どのような支援が必要なのかを考え、実行すると同時に、行政としての課題を明らかにし、問題解決に必要な施策につなげていく取り組みも続けています。

< 目次 >

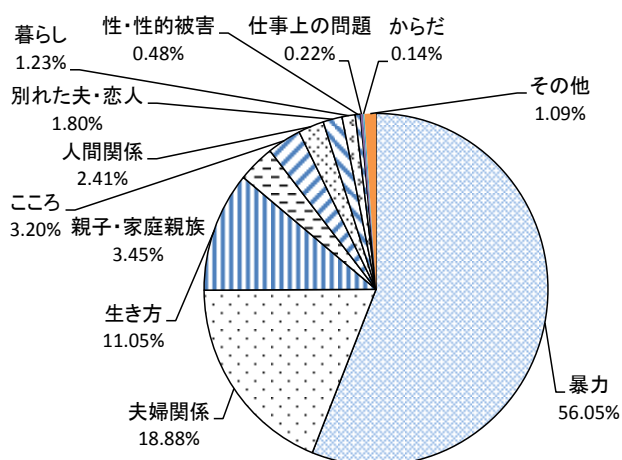
I. 主訴別相談状況	1~5
II. 年齢別相談状況	6~7
III. 女性のための相談としての取り組み	8~12
IV. より充実した相談をめざして	13~14



I. 主訴別相談状況

主訴別 (単位: 件数)

主訴	電話	来所	巡回	合計	%
暴力	1,660	198	140	1,998	56.05%
夫婦関係	488	180	5	673	18.88%
生き方	303	59	32	394	11.05%
親子・家庭親族	114	9	0	123	3.45%
こころ	105	9	0	114	3.20%
人間関係	77	9	0	86	2.41%
別れた夫・恋人	48	16	0	64	1.80%
暮らし	43	1	0	44	1.23%
性・性的被害	17	0	0	17	0.48%
仕事上の問題	8	0	0	8	0.22%
からだ	5	0	0	5	0.14%
その他	39	0	0	39	1.09%
合計	2,907	481	177	3,565	100%



※巡回: 婦人相談員が、関係機関等へ出向き、ケース対応をすること
 ※電話の件数には、関係機関等への報告・連絡・調整対応等が含まれます

● 暴力の相談(相談全体の56.05%)

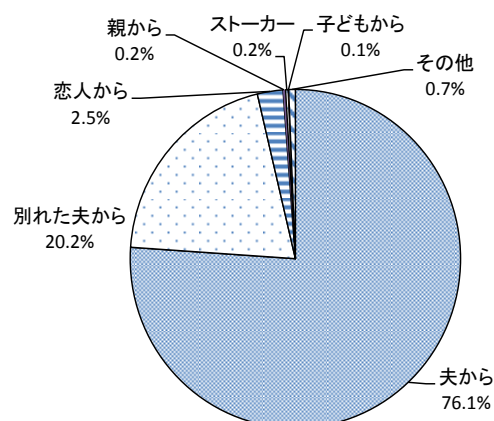
暴力(DV)には、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、さまざまな暴力の形(精神的暴力・社会的暴力・経済的暴力・性的暴力)もあることが周知されてきたこともあり、「自分がされていることは暴力になるのだろうか」という相談が多く寄せられるようになりました。その反面、日常的な暴力により、「これくらいは暴力にはならない」「自分に原因があるから暴力を振るわれる」と思っている相談者もみられます。

内閣府が、平成11年度から開始し、以降3年毎に調査を実施している「男女間における暴力に関する調査」※(1)の最新調査(平成29年度調査)では、配偶者からの被害経験がある女性は31.3%(約3人に1人、内約7人に1人は何度も暴力を受けている)、交際相手からの被害経験がある女性は21.4%(約5人に1人)と、被害の実態が確認されています。配偶者から被害を受けた女性の約6割、交際相手から被害を受けた女性の約4割が、「被害について相談した」と答えています。相談先(複数回答あり)は、「家族や親戚」(配偶者からの被害36.1%、交際相手からの被害19.3%)、「友人・知人」(配偶者からの被害33.0%、交際相手からの被害53.1%)が圧倒的でした。配偶者等からの暴力について相談できる窓口について、女性全体の73.7%は「知っている」でしたが、被害を受けた女性の公的な機関(警察、市役所、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等)への相談は、配偶者からの被害5.6%、交際相手からの被害3.9%と、極めて少ないのが現状です。

当センターで受ける相談の半数以上は「暴力」に関する相談ですが、調査結果から考えると、相談数は被害全体の氷山の一角と言え、相談に至らない被害が多くあるのではと思います。

暴力の内訳 (単位:件数)

暴力の相手方	電話	来所	巡回	合計	%
夫から	1,256	153	111	1,520	76.1%
別れた夫から	339	37	28	404	20.2%
恋人から	44	5	1	50	2.5%
親から	4	1	0	5	0.2%
ストーカー	5	0	0	5	0.2%
子どもから	1	0	0	1	0.1%
その他	11	2	0	13	0.7%
合計	1,660	198	140	1,998	100%



今年度も、当センターへの暴力相談の内、夫(内縁関係も含む)や別れた夫からの暴力が90%を超えています。相談室としては、相談者に暴力について正しい理解をしていただきながら、関係機関(警察、保健所、家庭児童相談室・保護課などの社会福祉事務所など)と連携し、安全の確保や継続した精神的支援とともに、具体的な生活支援も行っています。(平成30年度の一時保護は6件、保護命令※(2)は1件)

暴力(DV)が原因で別居や離婚を進めている、あるいは進めている中での親権や養育費、財産分与の問題は、相談者の主訴により、暴力の相談件数に入っていない場合もあり、実際に暴力を受けている相談者の数は多くなると考えられます。

また、相談者が親子関係を主訴に相談をしてきても、親や子からの暴力がある場合があります。子どもの時に受けた暴力、親のDVを見て育ったことが、現在の暴力に苦しむ根底に潜んでいることもあります。被害者への支援は、暴力の連鎖を断ち切り、次の世代の暴力を生まないためにも重要です。なお、「児童虐待の防止等に関する法律」では、配偶者に対する暴力の場に子どもが居合わせることも、子どもへの虐待であると定義されています。※(3)

※(1) 「男女間における暴力に関する調査(平成29年度調査)」・・・平成29年12月に、層化二段無作為抽出法※による全国の20歳以上の男女5,000人を対象にアンケート調査を実施。3,376人(女性1,807人 男性1,569人)から回答

※層化二段無作為抽出法・・・行政単位(都道府県・市町村)と地域によって全国をいくつかのブロックに分類し(層化)、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査地域及び住民基本台帳を利用して(二段)、地点ごとに一定数のサンプル抽出を行うものである

※(2) 保護命令・・・被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所が、被害者からの申立により、身体に対する暴力を振るったり、生命等に対する脅迫をした配偶者に対し、一定期間、被害者又は被害者の子へのつきまとい等の禁止や、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去を命じるもの。その命令違反には刑罰が科せられる

※(3) 「児童虐待の防止等に関する法律」第2条に規定

● 夫婦関係の相談(相談全体の18.88%)

夫婦関係の相談は、8割が「離婚・別居」で、「性格、生活上の不和・不満」「夫の賭け事、怠惰、借金や浮気」「性的問題」がありました。

相談者の辛い思いを受け止めるだけでなく、相談者の生活を支援していくため、

関係機関と連携し、さまざまなサポートをしています。また、相談者が主体的に離婚を含む婚姻関係を考えるため、必要に応じて法律相談につなげています。

夫婦関係の悩みの背景には、「結婚生活に対する男女の期待の格差」「女性の経済的自立の問題(性別による賃金格差、M字カーブ※(1))」、また根強く残る「固定的性別役割分担意識※(2)」や、「安易な人間関係(ネットによる出会い、予期せぬ妊娠)による結婚」など、さまざまな要因があるのではないかと思います。

※(1) M字カーブ・・・日本人女性の年齢階級別の労働力率(15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合)をグラフで表した場合の曲線の形がM字になることから付けられた。女性が働き続けるための条件が整っていないため、結婚・出産等で仕事を辞め、家事育児に専念し、育児が終了した後に再度就労する働き方を表す。再就職の雇用形態は非正規が多く、労働条件が悪くなる(社会保障がない、低賃金、不安定な雇用等)ことが多い

※(2) 固定的性別役割分担意識・・・性別を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男は主要な業務、女は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることを言う

● 生き方の相談(相談全体の11.05%)

相談者が自分らしく生きていくために、男女共同参画センターとして大切な相談です。「夫に食べさせてもらっている」「病気のときでも、主婦の自分が家事を全てしなくてはいけない」「当たり前のこと(周囲の人に言われ、本人自身も思っていること、例として、部屋を片付ける、料理を作る等)ができない自分が悪い」と、相談者がジェンダー※(1)に縛られ、自分自身を生きにくくしているという場合もあります。また、こころの相談でも触れていますが、生きにくさから、からだの問題につながる場合もあります。

フェミニスト・カウンセリング※(2)の知識や技術を生かした相談をしながら、具体的な生活の支援から精神的な支援、医療関係等の専門機関へのつなぎなど、相談内容に応じた適切な情報の提供とともに、関係機関と連携していくこととなります。

※(1) ジェンダー・・・女性・男性に関する性の区別の中で、「女らしさ、男らしさ」といった、社会的・文化的に決められてきた区別とそこから来る格差のこと

※(2) フェミニスト・カウンセリング・・・「女性の生き難さは個人の問題ではなく、社会の問題である」という視点を持った女性のためのカウンセリング

● 親子・家庭親族の相談(相談全体の3.45%)

親子・家庭親族についての相談は、「親」「子」「義理の親・子」「兄弟姉妹」「親族」と、相談の対象はさまざまです。また、親族間の「相続・遺言・財産問題」、「子(継子含む)への虐待・育児不安」など、多岐にわたります。

相談の半数近くを占める「親」との関係では、相談者が親とどのような関係の中で育ってきたのかという、成育歴も背景にあります。また、家制度のしがらみによる、子や嫁としての役割の押しつけからの辛さも見られます。継続的に話を聴き、問題を整理していくことが必要となります。

また、介護、生活困窮など生活環境にかかわる問題や相続など財産にかかわる問題は、専門的な機関や法律相談につながるよう、適切な情報の提供を行っています。

● **こころの相談**(相談全体の3. 20%)

精神疾患からさまざまな困難を抱えている女性からの相談を受けることが、年々増えてきています。医療機関での診断や治療方針をふまえて、相談にあたっています。

虐待やDVの被害による精神的影響として心的外傷後ストレス障害(PTSD)を示す場合もあり、関係機関(精神科医への受診や治療、臨床心理士によるセラピー)につなげ、相談者の心身の安定が図れるような支援が必要と考えます。

ジェンダーに縛られ、自分自身を生きにくくしていることから、生き方の問題につながる場合もあります。

● **人間関係の相談**(相談全体の2. 41%)

人間関係では、職場での関係による相談が多く寄せられています。生き方やこころの相談でも触れましたが、ジェンダーに縛られ性別役割分担意識から、自分自身を生きにくくして、からだやこころの問題につながる場合もあります。

● **別れた夫・恋人の相談**(相談全体の1. 80%)

別れた夫についての相談は、養育費の支払いや面会交流などの問題と、本人への嫌がらせなどがあります。夫婦間の問題でも述べましたが、関係機関と連携して、相談者を支援していくためのさまざまなサポートを行っています。

● **暮らしの相談**(相談全体の1. 23%)

生活困窮の相談が多く、ひとり親(シングルマザー)家庭がもつ問題が根底にあるのではないかと考えられます。就労や離婚をめぐる支援、あわせて親がひとりであることから来る悩み等への配慮として心理面での支援もしながら、具体的な暮らしの見通しを立てていく相談が必要と考えます。また、かつての家制度の縛り、世帯単位による制度のもとで、女性が住居を確保するのが難しいことからの相談も増えています。夫婦関係でも触れていますが、女性の経済的自立ができていないことも、要因の一つだと考えます。

● **性・性的被害の相談**(相談全体の0. 48%)

婦人保護事業は、「売春防止法」に基づいて行われています。買売春の実態は、さまざまに形を変え(援助交際、出会い系サイト、風俗業の複雑化など)、ますます見えにくくなってきていますが、買売春は存在しています。また近年、若年層を対象とした性的な暴力として、AV(アダルトビデオ)出演強要やJK(女子高生)ビジネス※(1)による被害も社会問題になっています。レイプや痴漢も含め、性犯罪・性暴力被害者専用相談として、警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(三重県は、みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」)※(2)が窓口として関わる人が多いと思われれます。刑法が一部改正されましたが、どれほどの被害者が、声に出して被害を届けられているかは疑問です。相談室が当事者の相談できる場として、さらに広報をして

いく必要があると思います。

職場でのセクシャルハラスメントについては、パワーハラスメントと同様、三重労働局雇用機会均等室などの関係機関につなげています。

本人がDVを訴える場合、夫から子どもへの性的虐待もみられることがあります。性的虐待は、スムーズな専門的かかわりが必要となるため、即時、通告義務が生じ、家庭児童相談室や児童相談所との連携が必須となります。また、相談者は現在の状況を主訴にしてきますが、生育途中で受けた性的被害が起因していることがあります。おとなになってからも、対応できる機関が必要と考えます。

※(1) AV(アダルトビデオ)出演強要、JK(女子高生)ビジネス・・・モデルやアイドルのスカウト、高収入アルバイトの応募をきっかけに、AVへの出演を強要したり、女子高生にマッサージ、デート等の男性向けのサービスを行わせたりする営業形態

※(2) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター・・・性犯罪・性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援(産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関係の支援、法的支援等)を可能な限り一カ所で行う機関

● 仕事上の問題の相談(相談全体の0.22%)

本人の仕事上の問題として、パワーハラスメント※(1)については、相談内容によって、三重労働局雇用機会均等室などの関係機関につなげるなどの対応をしています。

相談者の主訴によって、職場での人間関係に入れているケースも多くあります。

※(1) パワーハラスメント・・・同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為

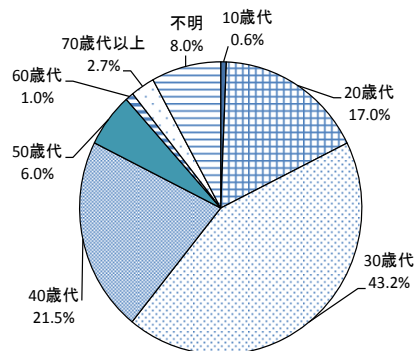
● からだの相談(相談全体の0.14%)

女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患などがあることから、女性の生涯を通じた健康を支援するために必要な相談です。

Ⅱ. 年齢別相談状況

(単位:件数)

年齢	電話	来所	巡回	合計	%
10歳代	23	0	0	23	0.6%
20歳代	494	55	58	607	17.0%
30歳代	1,243	200	95	1,538	43.2%
40歳代	605	139	24	768	21.5%
50歳代	155	58	0	213	6.0%
60歳代	29	5	0	34	1.0%
70歳代以上	75	23	0	98	2.7%
不明	283	1	0	284	8.0%
合計	2,907	481	177	3,565	100.0%



● 相談者の年齢層

10歳代では、性暴力の被害とことろについての相談がありました。この年代は社会経験が乏しく、親の生活に左右されやすいので、多くの関係機関との連携が必要です。親や夫も含め、対等な関係の中で、他者に依存するのではなく、自分の生き方は自分自身で考え、自ら決断することの大切さを学ぶ場の必要性を感じます。

20歳代では、夫や別れた夫からの暴力、離婚・別居の相談が圧倒的に多く、次に生き方の相談が多くみられました。

子どもが幼少なうえ、本人の社会生活経験が少ないことや親との関係も大きく影響することから、問題を解決するには、多くの機関との連携が必要となります。また、この年代の相談の背景には、いじめられた経験や親をはじめとする大人との関係など、成育歴が大きく影響しているように思われます。

30歳代では、夫や別れた夫からの暴力、次いで離婚・別居の相談が多くみられました。「結婚したけれど、こんなはずじゃなかった」「親との関係による問題が整理できない」「職場での人間関係がうまくいかない」など、さまざまな問題が寄せられます。これらの問題の背景には、「結婚生活に対する男女の価値観の違い」「密着した親子(家族)関係の中で、親離れ、子離れができないこと」「いろいろな場で女性が“女性役割”に縛られる問題(固定的性別役割分担意識※(1))」などが背景になっていると思われる。また、離婚後の面会交流や養育費の問題も、この年代では多くみられました。

40歳代では、離婚・別居、別れた夫や夫からの暴力、生き方の相談が多くみられます。この年代では、夫や親、子どもとの関係も大きく影響し、自身の生活の見直しができるようになることから、相談につながるのではないかと思います。

50歳代では、生き方、離婚・別居、親との関係、子どもとの関係の相談が多くみられます。この年代では、特に夫との関係が大きく影響していると思われ、介護や相続などの問題にも関わってきます。また、子離れ・親離れができない親子の関係からの問題も多くみられます。自分自身のからだの変化からくる不安な思いも、相談の根底にあると思われます。

60歳代では、離婚・別居、子どもとの関係の相談が多くみられます。この年代では、

50歳代にもみられる子離れ・親離れができない親子の関係からの問題があると思われます。また、世帯を持った子どもの問題が、この世代の問題として表れていることもあります。

70歳代以上では、生き方(孤独、老後の生き方)、夫婦関係(性格、生活上の不和・不満)、子どもとの関係の相談が多くみられます。しかし、老後の人生を方向転換させていくことの不安(経済的、孤独感等)は大きく、支援にはきめ細かな配慮が必要になります。

※(1) 固定的性別役割分担意識・・・性別を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男は主要な業務、女は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることを言う

Ⅲ. 女性のための相談としての取り組み

相談室では、女性たちが自立し生き生きと社会参画していけるよう、さまざまな取り組みをしています。また、女性が「自分らしく生きる」上で必要な情報を提供したり、抱えている問題を解決するために一緒に考えたり、それに伴う具体的な支援を関係機関と連携を図りながら進めています。

● DV防止への取り組み

(1) DV防止講演会の開催

11月25日は「女性に対する暴力撤廃の国際デー」であり、内閣府においては、毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、全国的に取り組を進めています。本市においては毎年、テーマを決めて、「DV(ドメスティック・バイオレンス)防止講演会」を開催しています。

平成30年度は、テーマを「ステキな恋愛をしてほしい♡～DVする子にも、される子にもしないために～」とし、講師にアウェア認定デートDV防止教育ファシリテーターの神永れい子さんをお招きし、子どもたちが将来にわたってDVの加害者にも、被害者にもならないよう、保護者や支援者がどう気付き、どのように指導したり、どう対応するのが良いのかを学んでいただく機会としました。11月14日(水)に開催し、38人に参加いただき、内容は次のとおりでした。

はじめに、講師からデートDVとは何か、デートDV防止教育の目的と必要性、具体例を挙げてのデートDVを取り巻く力と支配との関係、デートDVの要因、デートDVのサイクルについて説明されました。

次に、デートDVの意識チェック、デートDVの6つの特徴、デートDV被害のサイン等について話されました。

最後に、学校や保護者に求められる対応やデートDV防止教育の有効性とDVに関する中学生や高校生の感想が紹介されました。また、講師からDV防止法ができた経緯が話され、DV加害者の男性の事例を挙げ、「DVについての正しい理解と認識を深め、社会全体でDVを生み出していると気付くことが大切である」と話されました。

(2) デートDV予防教育／男女平等教育出前講座(研修)の開催

ジェンダーの視点を学び、子どもたちに「ありのままの自分」「ありのままの他者」を容容・表現すること、また、将来の可能性を広げ、多様な生き方を尊重できる力を育むことを目的として、平成23年度から、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等の園児、生徒、保護者、職員を対象に、デートDV予防教育／男女平等教育出前講座を開催しています。

平成30年度は、平成30年5月8日から平成31年2月20日まで、市内の保育園15園、幼稚園2園、小学校15校、中学校3校、高校2校、その他・教職員・保護者・学童保育所を合わせて、延べ41カ所で66講座3,624人に受講していただくことができました。

た。

講師として、保育園・幼稚園・小学校では、四日市人権擁護委員協議会(会長:上野尚子さん)の皆さん、はもりあ四日市登録団体“はあぐ”(はもりあ四日市主催のデートDV予防(男女平等)教育指導者養成講座の受講修了生によるグループ)の皆さん、中学校では、はもりあ四日市登録団体“はあぐ”の皆さん、高校では、志治優美さん(エンパワメントみえ)、水谷典子さん(NPO法人女性と子どものヘルプライン・MIE)にお世話になりました。また、教職員や保護者を対象にした研修には、はもりあ四日市登録団体“はあぐ”の皆さんに、出前講座をしていただきました。

(3)街頭啓発の実施

DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会の構築を目指す事業の一環として、毎年「女性に対する暴力をなくす運動」期間内に、街頭啓発を実施しています。今年度は、11月20日(火)10時からイオンモール四日市北で、DV相談啓発用グッズを四日市人権擁護委員協議会及び四日市北警察署にご協力いただいて配付しました。



(4)パープルリボン運動の実施

内閣府は「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんだ啓発「パープルリボンプロジェクト」を行っており、これに呼応して、はもりあ四日市でも平成26年度からパープルリボンを使った展示を行っています。



暴力根絶の市長メッセージ



DV関連書籍



パープルバルーン



パープルリボンを付けた「こにゅうどうくん」



パープルジャンパーの職員

● DV被害者への支援

警察をはじめ他の相談機関等との連携をとりながら相談者の支援にあたるため、多くの機関が関わるケース検討会議や面接場面でのコーディネーターとしての役割を果たしました。

(1) 住民基本台帳事務における支援措置について

DVやストーカーの加害者が被害者の所在を追求する可能性がある場合、本市においては平成21年度から、当センターが交付する意見書で住民基本台帳事務における支援措置※(1)の手続きをすることができるようになりました。また、必要に応じて、手続きの同行支援も行っています。平成30年度に行った支援は、16件です。

なお、支援措置は、1年毎に更新の手続きが必要となります。

※(1)DV等被害者を保護するため、被害者の申出により、住民票の閲覧や住民票等の交付を制限する措置

(2) 相談証明の交付について

相談室で相談を受けている女性たちの自立支援の一環として、必要に応じて医療、住宅、就労、裁判所等の手続きのために、当センターに相談があったことの証明書を交付しています。平成30年度は、4件の支援をしました。

(3) 四日市市緊急避難支援事業について

配偶者等身近な男性から身体的、精神的な暴力等による被害、またはストーカー行為等を受け、これが繰り返されるおそれのある女性等の福祉の向上と自立支援を図ることを目的に、避難に要する費用及び自立に向けての活動に要する費用を支給しています。DV防止法等により本市が保護の義務を負う被害女性や、ストーカー行為を受けている女性等で、近親者等から金銭等の援助を受けることができず、現に経済的に困窮していて、避難のための緊急な支援が必要な人が利用できるようになっていす。平成30年度は、1件の支援をしました。

(4) ワンストップサービスについて

相談者が、庁内の各課で何度も同じ相談をしなくてもすむように、また相談者の心理的負担の軽減を図るためにも、婦人相談員が、庁内、庁外に限らず同行支援及び事前連絡をして、手続きがスムーズに進むように努めています。

● 女性のための自立支援(自己尊重講座の開催)

女性の自立を支援することを目的に、ありのままの自分を受け入れ、自分の思いを言葉にするための講座として、自己尊重講座を平成24年度から開催しています。

平成30年度は、9月29日(土)・10月6日(土)・10月13日(土)の3日間の5回連続講座に延べ108人が受講され、受講者からは、「自分が決めることの重要性を理解した」「明るくなれたし、過去の自分にも優しくなれた気がします」「たくさんの気付きや生きるヒントを得ることができました」などの感想をいただきました。

● 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の開催

児童福祉法とDV防止法に基づき、要保護児童と配偶者からの暴力を受けた者及

びその養育する子の早期発見や適切な保護、支援等を図ることを目的として、ネットワーク会議を開催しています。この会議は、関係機関等から推薦を受けた委員及び推進委員をもって構成し、要保護児童等の情報交換や要保護児童等に対する支援、子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止を推進するための啓発活動に関する事項等を協議しています。このネットワーク会議での各関係機関による報告からも、子どもへの虐待とDVは、密接な関係にあると認識されています。

DV防止講演会は、このネットワーク会議との共催で行いました。

● 女性のための臨床心理士相談

相談室に訪れる女性たちの多くが、心に大きな傷を負っています。その原因としては、親、兄弟姉妹、子ども等とのあつれきや、親や配偶者等からの暴力があります。そして、そのような環境の中で自己を見失い、心の整理ができていないことがほとんどです。

婦人相談員が面接し、臨床心理士相談の必要性を認めたケースを、毎月1回実施される臨床心理士相談につなげています。平成30年度は、8人の相談者が臨床心理士から延べ42回のカウンセリングを受けました。

女性の自立支援のため、今後も継続して実施することが必要と考えています。

● 臨床心理士とのアドバイザー契約

前年度に続き、臨床心理士とのアドバイザー契約を結び、婦人相談員が相談者一人一人の支援についてのアドバイスを受けました。

母娘の鎖から解放されずに悩む相談者、永年に及ぶDV環境の中での生活を通し「自分の気持ち」が分からなくなっている相談者、自分の今の生きづらさがどこからきているのかを悩む相談者等の相談を受ける婦人相談員が、臨床心理士から専門的なアドバイスを受けることで、相談者に寄り添い、問題解決につなげることができました。

● 女性のための法律相談

毎月1回「女性の弁護士による法律相談」を実施しており、女性が抱えるさまざまな問題に、女性の弁護士から専門的なアドバイスを受けています。平成30年度は、47件の相談を受けました。

相談者の自立支援のため、今後も継続して実施することが必要と考えています。

● 弁護士とのアドバイザー契約

前年度に続き、弁護士とのアドバイザー契約を結ぶことで、離婚やドメスティック・バイオレンス等で悩む女性たちの相談に、婦人相談員が弁護士からの助言を得ながら対応することができました。

● 男性のための電話相談

男性のDVを含む夫婦や恋人との関係、子育てや家族関係、職場や地域社会での人間関係などで悩んでいる男性のために、一般の行政相談では対応が困難な、その人の生き方に関わる相談に応じ、ジェンダーの視点についても示唆しながら、男性の臨床心理士による男性のための相談を実施しました。

平成30年度は、毎月第4土曜日(10月及び2月は第4金曜日)のそれぞれ13時から15時に実施しました。相談件数は10件で、本人自身・子ども・配偶者・親との関係等の相談を受けました。

● 女性のための夜間電話相談

夜間電話相談は、毎週水曜日の18時30分から20時30分に行いました。

相談件数は31件ですが、「夜間だから、相談できた」という声もあり、面接相談につながったケースもありました。周知の方法やニーズ等をふまえ、今後のあり方について検討していくことが必要と考えます。

● 婦人相談員の資質向上について

多岐にわたる相談に対応するためには、婦人相談員の力量が重要になるため、資質向上の研修にも取り組んでいます。

(1)スーパービジョン

婦人相談員の資質向上を目的に、スーパーバイザーの指導のもと、相談者の立場に立ったフェミニストカウンセリングを目指して、逐語録の検討やロールプレイングなどの研修を行いました。この研修を通して、婦人相談員が独りよがりになることなく、相談者に寄り添った相談の展開ができるようにしています。

相談者にとってよりよい相談になるために、スーパービジョンは不可欠です。

(2)ケース検討会

相談者への支援については、担当した婦人相談員個々の対応ではなく、相談室全体で共通認識を持てるように、随時、ケース検討会を行っています。対応困難なケースについては、スーパーバイザーの指導も受け、課題や方向性を見直しながら、相談室全体の資質向上にもつなげています。

(3)外部研修への参加

婦人相談員は、各種の外部研修に積極的に参加しており、全国婦人相談員・心理判定員研究協議会、全国シェルターシンポジウム、三重県女性相談所婦人(女性)相談員研修会、三重県婦人相談員連絡協議会研修会、東海ブロック婦人相談員研修会、三重県人権センター人権に関する相談担当者等スキルアップ講座、四日市市人権にかかる相談ネットワーク連絡会弁護士による法律学習会、四日市市自殺対策連絡会議相談窓口対応力向上研修会、四日市地域DV防止会議等で、情報交換や知識・技能の取得、感性を磨いてスキルアップに努めています。

IV. より充実した相談をめざして

● 相談事業の充実

相談者がいつでも相談できる環境を整えるため、9時から16時までの途切れのない電話相談と、毎週水曜日に夜間電話相談を行いました。より多くの女性たちの相談の場にするため、相談窓口案内カードを各所に配置して周知を図ってきました。

平成25年度から継続的に実施している「男性のための電話相談」には、世代を問わず、多様な相談があります。「男だから」とジェンダーに縛られて、誰にも相談できないまま苦しんでいる男性に、男女共同参画の視点を持った対応で、自分の気持ちを声に出す場を提供することも、男女共同参画施策において重要なことだと考えています。

平成26年度より、弁護士及び臨床心理士とのアドバイザー契約を結び、婦人相談員がいつでも相談できる体制を整備しました。その結果、相談者一人一人の支援について、随時アドバイスを受けることができます。

● 性の多様性と人権の尊重

近年、性の多様性を表現するためによく使われるのが「LGBT」であり、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害者など)の頭文字を取ったもので、セクシュアル・マイノリティとも言われています。誰もが自分らしく生きることができる社会を実現していくことが大切であり、相談者のさまざまな性のあり方を尊重しながら、相談に対応しています。

● 外国人相談者の対応について

四日市市には多くの外国人が生活をしています。夫等からの暴力を受けている人のうち、相談室にたどり着く人は年々増えているように思われますが、「言葉」の問題があります。婦人相談員との日常会話すらできない人、日常会話はできても、DV防止法や支援に関わる制度的な会話は成り立たないことも多くみられます。その結果、問題解決に莫大な時間と労力を要するだけでなく、誤解が生じたりすることもあります。

現在、四日市市で相談を受ける場合、スペイン語・ポルトガル語については、多文化共生推進室に通訳派遣を依頼して対応しています。

タガログ語・中国語・英語等の通訳、はもりあ相談室以外の場所での婦人相談員同行による支援の際は、三重県が行っている「三重県DV被害者司法手続き等同行支援」(県からの委託先:NPO法人 女性と子どものヘルプライン・MIE)を活用して、財団法人三重県国際交流財団(MIEF)の「通訳・翻訳パートナー制度」を利用しています。

また、在留資格やビザの更新などは、専門的な知識と、入国管理局や領事館などとの対応が必要になりますので、四日市国際交流センターでの「外国人のための無料相談」への相談につなげています。

今後も、四日市市に生活をしている外国人相談者が、あらゆる場面で安心して相談でき

る体制づくりを進めていく必要があります。

● 多様な連携

相談者の気持ちに添って話を聴き、支援をしていくためには、関係機関との多様な連携が必要になります。相談者の意思を尊重しながら、いかに連携をスムーズにコーディネートしていくかが、相談室の大きな課題と言えます。今後も、必要に応じ関係機関とのケース検討会などを設け、相談者の支援にあたっていきます。

<平成30年度に連携をもった機関>

庁内 こども未来部:家庭児童相談室、こども保健福祉課、保育幼稚園課

健康福祉部:保護課、障害福祉課、介護・高齢福祉課、保険年金課、保健予防課

市民文化部:市民課、多文化共生推進室

都市整備部:市営住宅課

財政経営部:市民税課、管財課

総務部:人権・同和政策課、人権センター

教育委員会:指導課、学校教育課、人権・同和教育課

庁外 市の関係機関:公益財団法人四日市市文化まちづくり財団 四日市国際交流センター、四日市市社会福祉協議会、四日市市地域包括支援センター、保育園、小学校、中学校

県の関係機関:三重県女性相談所、三重県警察本部、四日市北警察署、四日市南警察署、四日市西警察署、みえ性暴力被害者支援センター、三重県北勢福祉事務所、三重県北勢児童相談所、公益財団法人三重県国際交流財団、三重県男女共同参画センター

国の関係機関:津地方裁判所四日市支部、津家庭裁判所四日市支部、四日市年金事務所、独立行政法人日本司法支援センター(法テラス)三重地方事務所

民間:母子生活支援施設、婦人保護施設、障がい者支援センター、児童養護施設、NPO法人四日市男女共同参画研究所、NPO法人女性と子どものヘルプライン・MIE、弁護士、行政書士、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、引越し業者、医療機関

その他:他市町行政職員



○お問い合わせ

発行 2019. 8. 1 四日市市男女共同参画センター 三重県四日市市本町9-8 本町プラザ3階
TEL:059(354)8331 FAX:059(354)8339 Email:kyoudousankaku@city.yokkaichi.mie.jp